

平成27年度第11回農業委員会総会議事録

日 時 平成28年2月29日（月曜日）議事開始 午前9時00分

場 所 えびの市役所 1-3, 4会議室

出席委員

田中 義正	谷口 克美	有馬 正治	山之内秀樹
稲田 優	尾山 實文	前園 竜児	新出水孝造
山口 長徳	宮田 吉人	田方 説夫	上畠 勝
川口 三雄	宮原 美實	杉元 義男	竹下 助範

欠席委員

常森 信 栗下 章二

事務局職員

事務局長	白坂 勝弘	事務局長補佐	山下 誠介
農地調整係長	木原俊一郎	農地調整係主任主事	松田 篤志
農地調整係主事	松下 理恵	農地調整係主事	春口 太志

議 題

報告第30号	農地等の合意解約について
報告第31号	農用地利用配分計画について
報告第32号	農地法第3条の規定による許可の返戻について
報告第33号	非農地証明願いの専決処理について
報告第34号	農地改良届について
議案第64号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第65号	農用地利用集積計画について
議案第66号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第67号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第68号	耕作放棄地の非農地判断について

事務局長 ただいまから平成27年度第11回、2月の定例総会を開催いたします。
会長のあいさつ及び会務報告をお願いします。

田中会長 【あいさつ・・・】

田中議長 それでは、委員の出席状況を報告します。常森委員と栗下委員から本日の会議に欠席する旨の届け出がありましたので報告します。よって、ただ今の出席者は16人で定足数に達しております。

これより会議を開きます。

議事に入る前に議事録署名委員に、谷口委員と杉元委員を指名いたします。

それでは、ただ今から今月の議事に入ります。

報告第30号から報告第34号及び議案第64号から議案第68号までを一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長 (議案朗読)

田中議長 議案の朗読が終わりました。

これより報告及び審議に入ります。まず、報告第30号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 報告第30号についてご説明いたします。議案書2ページをお開きください。平成28年2月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。議案との関連についてご説明します。

整理番号3番につきましては、利用権設定整理番号2番及び4番との関連です。

整理番号4番につきましては、利用権設定整理番号25番との関連です。

整理番号5番につきましては、経営基盤法所有権移転整理番号7番との

関連です。

整理番号6番につきましては、3条所有権移転整理番号19番との関連です。

整理番号7番につきましては、利用権設定整理番号37番との関連です。

整理番号8番につきましては、3条所有権移転整理番号20番との関連です。

整理番号10番につきましては、利用権設定整理番号60番との関連です。

整理番号11番につきましては、利用権設定整理番号69番との関連です。

以上、ご報告いたします。

田中議長 説明が終わりました。

何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 質問がないようですので、次に報告第31号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 報告第31号についてご説明いたします。今月お示しします農用地利用配分計画につきましては、件数で133件、筆数で1,032筆となっております。内容は、平成27年11月及び12月の総会決定分でございます。地区名につきましては、〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区ほか個別案件でございます。議案書は4ページから63ページまでとなっております。それから4ページから14ページまで表の中に※で、「基盤整備事業実施地区で、一時利用地の指定による土地について権利設定を行う。」

という記載がありますが、この表の見方としましては、4ページで申し上げますと、1番目に書いてあります、〇〇字〇〇、〇〇番がその下の〇〇字が空白になっておりますが、括弧で地番が〇〇というふうに書いてございます。これが仮地番ということでまだ登記がされていない状況のものでございます。この※を挟んで表を見ていただくという表記になっております。それから右半分が、機構が借り受けた後に担い手の方へ農用地利用配分計画として貼り付けた耕作者の状況でございます。以上ご報告申し上げます。

田中議長 説明が終わりました。

何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 質問がないようですので、次に報告第32号「農地法第3条の規定による許可の返戻について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 報告第32号についてご説明いたします。議案書65ページをお開き下さい。内容としましては、大字〇〇の畑2筆18, 140㎡の贈与の許可を返戻するものです。返戻の理由としましては、平成26年1月31日付け、え農委シレイ第127号で農地法第3条の規定による許可を受けた後、所有権移転登記までを行ったが、その後錯誤があったとしてその登記の抹消を行いました。しかし、今回再び所有権移転することとなったため、許可返戻して改めて許可申請を行うためのものです。3条所有権移転整理番号6番との関連です。

以上ご報告いたします。

田中議長 説明が終わりました。

何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 質問がないようですので、次に報告第33号「非農地証明願いの専決処理について」事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第33号「非農地証明願いの専決処理について」ご報告いたします。今回の報告につきましては、平成27年度第8回定例農業委員会において耕作放棄地の非農地判断の決定をいただいた案件について、地目変更登記の際に必要な書類ということで証明願いの依頼がございましたので、専決処理を行ったものでございます。67ページをお開きください。

整理番号1番、申請者はご覧のとおりでございます。土地の表示につきましては、大字〇〇字〇〇、〇〇番外1筆、畑1筆6,931㎡、田1筆3,412㎡でございます。非農地の判断根拠としましては、耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理条件整備が必要な土地というものでございました。既にご審議及び決定をいただいておりますので、非農地証明を専決で発行したものでございます。

以上ご報告いたします。

田中議長 説明が終わりました。

何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 質問がないようですので、次に報告第34号「農地改良届について」事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第34号「農地改良届について」ご報告いたします。69ページをお開きください。

届出人はご覧のとおりです。土地の表示が、大字〇〇字〇〇、〇〇番、田1筆701㎡でございます。改良目的は、水田の作業効率を高めるというものでございます。改良概要は、隣接する市道よりも低いため農業機械に

よる作業が不便であったため現在の地面から約80cm地上げして、改良後も水田として利用されるものでございます。用水についても、改良後も引けるということで確認が取っております。

以上報告いたします。

田中議長 事務局の説明が終わりました。報告第34号については、担当委員であります前園委員に現地確認をしていただいています。前園委員から報告をしていただきます。

前園委員 議長。

田中議長 前園委員。

前園委員 報告第34号農地改良届につきまして、事務局より依頼があり、2月18日に現地確認に行つてまいりました。

場所は、〇〇を〇〇から〇〇に向うと川内川に架かる〇〇がありますが、それを渡つて東へ3～40m行つたところ、申請者の自宅から50mほど行つたところに農地がありました。内容的には、ここに記載のあるとおり市道より低いということです。私も何回か通つたことがありますが、1mほど低かつたという印象もございました。それを80cmほど嵩上げした水田として利用するということでありましたので、結果2～30cmほど下がっており、これによつて農業をする中で、農作業機械の搬入とか付帯する作業内容も上がると思つました。用排水につきましても以前のものを利用できるということで確認が取れておりますので、何ら問題もないと判断しました。以上です。

田中議長 ただ今、前園委員及び事務局からの説明が終わりました。

何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に、議案第64号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 議案第64号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今月の許可申請件数は、所有権移転19件、貸借12件です。申請人の住所・氏名は省略して説明させていただきます。71ページをお開きください。

整理番号1番、大字〇〇、畑1筆271㎡の売買でございます。価格は全部で〇〇円です。こちらの掘起しは川口委員です。

整理番号2番、大字〇〇、田1筆1,675㎡の売買でございます。価格は全部で〇〇円です。こちらの掘起しは上畠委員です。

整理番号3番、大字〇〇、田1筆448㎡の売買でございます。価格は全部で〇〇円です。こちらの掘起しは田方委員です。72ページをお開き下さい。

整理番号4番、大字〇〇、田3筆1,937㎡の売買でございます。価格は全部で〇〇円です。こちらの掘起しも田方委員です。

整理番号5番、大字〇〇、73ページをお開き下さい。畑2筆1,415㎡の親子の贈与でございます。

整理番号6番、大字〇〇、畑2筆18,140㎡の親子の贈与でございます。3条許可返戻整理番号1番との関連です。74ページをお開き下さい。

整理番号7番、大字〇〇、田1筆228㎡の売買でございます。価格は全部で〇〇円です。

整理番号8番につきましては、先程局長より説明のありましたとおり取り下げとなっております。取り下げの理由としましては、申請地を整備する必要があったが、今回の総会までにその整備が間に合わなかったとのことで、1度取り下げるものです。申請地の整備後、来月再申請する予定となっております。

整理番号9番、大字〇〇、田1筆1、229㎡の売買でございます。価格は全部で〇〇円です。75ページをお開き下さい。

整理番号10番、大字〇〇、田1筆578㎡の売買でございます。価格は全部で〇〇円です。3条貸借整理番号10番との関連で、権利取得後の経営面積は5,188㎡となります。

関連ですので併せて説明いたします。

整理番号11番及び12番、大字〇〇、畑2筆1、137㎡の売買でございます。価格は11番が全部で〇〇円、12番が全部で〇〇円です。76ページをお開き下さい。

整理番号13番、大字〇〇、田1筆66㎡の売買でございます。価格は全部で〇〇円です。

再び関連ですので併せて説明いたします。

整理番号14番から17番、77ページまでをお開き下さい。大字〇〇、畑5筆2、990㎡の売買でございます。価格は10a当たり〇〇円です。先月より申請されているオリーブ農園に関する案件でございます。こちらの事業については、中心となって推進している〇〇氏より聴き取りを行っておりますので、ご報告いたします。

平成26年から市長や農協の組合長とも協議を行っており、最終的なエリアは〇〇の西側の約5.2ha（5町2反）を計画しており、現在約1.8ha（1町8反）の買収が進んでいるとのことです。今後2期または3

期に分けて、2年後までには買収を済ませる予定です。今後の計画は、当面はオリーブ農園として、オリーブ油を道の駅に出荷していく予定であり、2人を雇用して管理していくとのことです。将来的には、観光農園として、道路や設備の整備も考えているが、まだ具体的な形はないようです。現地には5m間隔でオリーブを植え付けて、4mまでの低木栽培を行うとのことです。また苗については、事業に協力している〇〇が福岡の朝倉市の〇〇から購入したものを植え付ける予定です。以上をご報告いたします。

説明を続けさせていただきます。78ページをお開き下さい。

整理番号18番、大字〇〇、田1筆537㎡の売買でございます。価格は10a当たり〇〇円です。こちらの掘起しは山之内委員です。

整理番号19番、大字〇〇及び〇〇、田2筆4,883㎡、畑1筆621㎡の兄妹の贈与でございます。79ページをお開きください。

整理番号20番、大字〇〇、田1筆3,183㎡の売買でございます。価格は全部で〇〇円です。権利取得後の経営面積は5,847㎡です。続いて貸借について説明いたします。80ページをお開き下さい。

整理番号1番、大字〇〇及び〇〇、83ページをお開き下さい。大字〇〇、田11筆6,036㎡、畑4筆1,598㎡の使用貸借でございます。期間は平成48年3月29日までです。農業者年金再設定によるものです。

整理番号2番、大字〇〇、85ページをお開き下さい。田6筆4,606㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で玄米〇〇俵、期間は平成33年2月28日までです。期間満了に伴う再設定で、相続人からの申し出です。関連のある案件ですので併せて説明いたします。

整理番号3番から5番、86ページをお開き下さい。大字〇〇及び〇〇、計田6筆13,726㎡の賃貸借でございます。借賃は3件分合わせまして、1俵23kg入りにより全部でモミ〇〇俵です。この借賃については通

常の1俵35kg入りの借賃で換算しますと、10a当たりモミ〇〇俵ほどとなります。期間は平成33年2月28日までです。整理番号4番が相続人からの申し出となります。87ページをお開きください。

整理番号6番、大字〇〇及び〇〇、88ページをお開き下さい。田6筆3,634㎡の使用貸借でございます。期間は平成38年3月31日までです。

整理番号7番、大字〇〇、91ページをお開き下さい。大字〇〇、田7筆6,719㎡畑6筆1,875㎡の使用貸借でございます。期間は平成38年2月28日までです。農業者年金再設定によるものです。

整理番号8番、大字〇〇、92ページをお開きください。大字〇〇、田5筆5,159㎡の賃貸借でございます。借賃は全部でモミ〇〇俵、期間は平成33年2月28日までです。相続人からの申し出です。93ページをお開き下さい。

整理番号9番、大字〇〇及び〇〇、94ページをお開き下さい。田6筆5,413㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で玄米〇〇俵、期間は平成33年2月28日までです。

整理番号10番、大字〇〇、田2筆2,075㎡の使用貸借でございます。期間は平成31年2月28日までです。権利取得後経営面積が5,188㎡となり、3条所有権移転整理番号10番との関連です。95ページをお開き下さい。

整理番号11番、大字〇〇、畑1筆1,002㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成38年2月28日までです。

整理番号12番、大字〇〇、田2筆1,101㎡の賃貸借でございます。借賃は全部でモミ〇〇俵、期間は平成31年4月7日までです。期間満了に伴う再設定です。

以上、所有権移転19件、貸借12件です。ご審議方よろしくお願いたします。

田中議長 事務局の説明が終わりました。議案第64号については、各担当委員が現地確認等をしていただいておりますが、土地の現地確認と申請人「受人」の確認を別々をお願いしております。各委員から報告をしていただきます。

まず、71ページの所有権移転、整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を川口委員にお願いします。

川口委員 議長。

田中議長 川口委員。

川口委員 整理番号1番について報告いたします。

場所は、〇〇と〇〇の交差する信号のある交差点から、〇〇に約300m行ったところの山手の農地です。この案件は最初、譲受人から農地の買受資格があるかどうかの相談を受け、事務局に問い合わせたところ資格があるということでした。物件の話になりましたら、地目は畑で現況は杉山だという話で、事務局がこれでは売買が出来ないと、杉の木を切るか地目変更をしなければ駄目だということで、そこで譲渡人が伐採をするので、この目的は譲受人が木を切って、栗を植えるという話になりました。それでは譲渡人が伐採をするからそのように段取りをして、木を切って売買をするということになりました。去年の暮れに木を切るという話でしたが、今年になってから木を切って片付けがしてあります。現在では栗の苗木が植えてありました。譲受人も後継者が自衛隊におられ、今年で定年だということで、後を継ぐという話でしたのでこういうことになりました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いたします。

田中議長 次に整理番号2番の土地及び申請人「受人」の確認を上畠委員にお願いします。

上島委員 議長。

田中議長 上島委員。

上島委員 整理番号2番の説明をいたします。

申請農地の状況ですが、〇〇から西へ踏切がありますが、それから北へ150mくらい下ったところの未整備農地地帯の一角であります。状況は、水の出が若干悪いという話でした。しかし加工野菜とか水稻の複合経営をされているということでしたので、何ら営農に対する問題はありません。また周辺についても問題ない農地だと判断しました。それから、経営者の方につきましては、74歳という高齢ではありますが、価格の方もちょっと高いのではないかという話をしましたけれども、売り手の方が〇〇円でないと渡さないという話になりまして、結局折合いを付けた結果が、〇〇円ということでしたので、少々未整備農地にしては高いと感じましたけれども、双方が了解ということで成立しました。譲受人は〇〇の農地を2反7畝を処分する予定で、自宅に近いところを購入したいということもありました。それで、今後のために近くが良いということで話がまとまりましたが、和牛繁殖、水稻、加工野菜の経営をされておりまして、何ら問題はないと判断しました。皆様のご審議方よろしく申し上げます。

田中議長 次に整理番号3番と4番の土地及び申請人「受人」の確認を田方委員にお願いします。

田方委員 議長。

田中議長 田方委員。

田方委員 整理番号3番について報告します。

申請農地は、〇〇を進んでいくと〇〇と交差する三差路があります。それを左折して〇〇に40mくらい進んだところより、左に坂を30mくらい下った左側の農地です。農地の区画は長方形で、基盤整備も済んでいて、周辺

の状況としましては、水田地帯の一角にあり、日照、用水は良好ですが、粘土質で排水の悪い農地です。この地域は〇〇位置しています。

受人は、夫婦で稲作中心の農家です。農地取得後は、水田として利用し稲を作付けする予定です。また、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業にも積極的に参加され、薬剤散布等周辺農家に沿った行動をするということは何ら問題はないと判断しています。皆さんの審議方よろしく願います。

続いて整理番号4番について報告します。

申請農地、字〇〇、〇〇番地は〇〇を〇〇に進む途中、〇〇がありますが、そこを左折し20mくらいのところに〇〇があり、それから20mくらい進んで右折し、15mくらいの右側の農地です。農地の形状は台形です。基盤整備済みの圃場です。周辺の状況としましては、水田地帯の一角にあり、西側は輪中堤に取り囲まれ、東側は住宅が点在するところです。日照、用水、排水ともに良好な農地です。この地域は〇〇に位置します。

字〇〇、〇〇番地、〇〇番地は同じ場所にあります。農地は〇〇、隣は〇〇でそこから〇〇に400mくらい進んだところに、国指定「薩摩鶏」がいる家がありますが、それから15mくらい進んで右折し、細い道を30mくらい行った農地です。地形は複雑な形の圃場です。周辺の状況としましては、20年位遊休化して、蔓、雑草、一部竹が生えていたところを、受人が何日もかけて農地復元に向けて整備中です。圃場の西側は大きい山、東側は杉が植林しており、隣接して宅地もあり日照も一部は良いがほとんど日陰の状態です。一部湿田化しています。

受人については、夫婦で稲作中心の農家です。農地取得後は字〇〇には水田として利用し稲を作付けされ、字〇〇には飼料を作付けする予定です。受人は地域でもリーダー的存在で、多面的機能支払交付金事業の会長もされ、

また地域の水路掃除、除草作業等にも積極的に参加されますので、何ら問題ないと判断します。皆さんの審議方よろしくお願ひします。

田中議長 次に整理番号5番の土地及び申請人「受人」の確認を尾山委員に願ひします。

尾山委員 議長。

田中議長 尾山委員。

尾山委員 整理番号5番、大字〇〇の農地2筆について報告します。

20日、申請人宅に行き確認しました。場所は〇〇、〇〇から北へ300mの所に位置します。申請地は、周りが宅地と畜舎に囲まれた所にあります。自分の宅地と畜舎のため、周りに迷惑を掛けることはありません。

受人の営農状況は、肉用牛15頭と農地3haぐらいで、ご主人は会社勤めですが後継者もあり、また今回の2筆の農地は親から譲り受けたものです。地域との調和については、奥さんが専業で、休みの時は3人で一生懸命農業に取り組み、所有農地の管理も行き届いており問題ないと判断いたします。取得後は飼料作物を作付ける予定です。皆さんのご審議方よろしく願ひします。

田中議長 次に整理番号6番と7番の土地及び申請人「受人」の確認を稲田委員に願ひします。

稲田委員 議長。

田中議長 稲田委員。

稲田委員 整理番号6番について報告いたします。

大字〇〇の申請地は、〇〇の高速道路の北側側道の間地点から北側に入ったところがありまして、〇〇のあった場所の近くであります。周りを山に囲まれた場所がありますが、2枚の畑地で1.8haと広い農地となっております。日当たりの良い畑となっております。

受人の営農状況は、酪農主体の専業農家で、後継者ではありますが作業の大半をこなしております。地域との調和について、受人は専業農家として所有農地の管理も行き届いており、作業受託もされており適切と判断します。皆様のご審議方をよろしく申し上げます。

続きまして、整理番号7番について報告いたします。

場所は、〇〇になりますが、申請地は〇〇より東へ100mほど行ったところの田畑の混在する場所の一角にあります。受人の持つ水田の周りを幅3～4m程度で取り囲むようになっている水田で、広さとして2畝ほどですが、取り囲むように狭い場所になっておりまして、本人は耕作してなく受人と一緒に耕作していたような状態です。

受人の営農状況は、稲作主体の兼業農家です。地域との調和につきまして、受人は兼業農家ではありますが、所有農地の管理も行き届いており適切と判断します。皆様のご審議方をよろしく申し上げます。

田中議長 次に整理番号8番は取下げになっておりますので、整理番号9番の土地を尾山委員に、申請人「受人」の確認を山之内委員にお願いします。

まず、尾山委員お願いします。

尾山委員 議長。

田中議長 尾山委員。

尾山委員 整理番号9番の大字〇〇の農地1筆について報告いたします。21日に現場を確認しました。

場所は、〇〇、〇〇の前にバイクショップがあります。そのすぐ裏に位置します。申請地の状況は、今まで水田として利用された農地で、これからも水田として利用されるとのことでした。区画形状も良く、日照、道路、用排水ともに問題のない場所です。申請農地の周辺の状況は、宅地が混在し周りに農地はありません。水源は山川を利用しています。以上報告いたします。

田中議長 次に、山之内委員お願いします。

山之内委員 議長。

田中議長 山之内委員。

山之内委員 整理番号9番の受人について報告いたします。

受人の営農状況は、稲作と露地野菜の兼業農家であります。地域との調和については、受人は兼業ではありますが地域にも協力的な方でございます。営農も一生懸命取り組まれ、所有農地も良く管理が行き届いております。申請人は、〇〇に勤務されており、問題ないと判断しました。皆様のご審議方をよろしく申し上げます。

田中議長 次に整理番号10番の土地を川口委員に、申請人「受人」の確認を上島委員にお願いします。

まず、川口委員お願いします。

川口委員 議長。

田中議長 川口委員。

川口委員 整理番号10番の農地について報告いたします。19日の午後に現地に行きました。

場所は、〇〇の〇〇の南に200mくらいの位置にありました。ここは基盤整備はされておりませんが、日当たり、道路、用排水ともに条件の良い場所がありました。この場所は、〇〇にあります。皆様のご審議方をよろしく申し上げます。

田中議長 次に、上島委員お願いします。

上島委員 議長。

田中議長 上島委員。

上島委員 整理番号10番の受人について報告いたします。

受人は、〇〇の〇〇の交差点近くのスタンドの裏の整備工場で会いました。

本人とは初めて会ったのですが、農業が出来ますかと質問をしたところ、兼業で水稲一本で、土地は5反歩になりましたということで、頑張るということでしたので、良いと判断しました。皆様のご審議方をよろしく申し上げます。

田中議長 次に整理番号11番と12番の土地を尾山委員に、申請人「受人」の確認を山口委員にお願いします。

まず、尾山委員お願いします。

尾山委員 議長。

田中議長 尾山委員。

尾山委員 整理番号11番と12番の大字〇〇の農地2筆について報告いたします。

20日に現地を確認いたしました。

場所は、同じ所にあり畦続きで2筆あります。〇〇から北へ行くと〇〇があります。そこから300m進んで〇〇の方へ行きますと、右手に農地があります。申請地の状況は、畑作地帯の一角にあり、周りも畑です。これまでも畑として利用された農地です。区画形状も良く、堆肥が入れてあり、春になればすぐ作物が作れる状態です。日照、道路ともに問題ありません。以上報告いたします。

田中議長 次に、山口委員お願いします。

山口委員 議長。

田中議長 山口委員。

山口委員 21日に受人の自宅に行きました。この方は皆さんも良くご存知だと思いますが、老廃牛を飼って、常時10頭ぐらい肥育をして出荷するという、稲作経営と畜産業の方であります。年齢は86歳でありまして、私もそのことを本人に聞きましたところ、体も元気で、娘婿が中学校校長先生をされており、その子供さんが農業に関心があり、そこに望みを懸けていると、それで

隣接地が出た場合は、まだまだ拡大をしていくという受人であります。現在持っている田畑等は、高齢ではありますが、男性を1年間雇用して取り組んでおられます。畦その他もしっかりと管理されております。別段問題はないと判断しました。皆様のご審議方をよろしく申し上げます。

田中議長 次に整理番号13番の土地及び申請人「受人」の確認を山口委員にお願いします。

山口委員 議長。

田中議長 山口委員。

山口委員 整理番号13番についてご報告いたします。

場所は、〇〇の〇〇のすぐ下の方にあります。1反歩の広さの中の奥の方の66㎡と小さな田で、借地で耕作されておりました。畦も取り払って借地料を払って耕作しておりましたが、これを買ってくれと相談があったので買い増しをしましたということでした。

受人につきましては、42歳の息子さんがいらっしゃって、親子5人で暮らしておられます。息子さんは私のところの〇〇の水利員をされておられて、非常に熱心な方でございます。周辺農地へも支障をきたすことはない判断しました。皆様のご審議方をよろしく申し上げます。

田中議長 次に整理番号14番から17番の土地及び申請人「受人」の確認を宮原委員にお願いします。

宮原委員 議長。

田中議長 宮原委員。

宮原委員 整理番号14番から17番について報告いたします。先ほど事務局の方からも話がありましたけれども、説明をいたします。

今回の申請地は5筆であります。今回の申請地は、同じ受人で同じ場所ですので一括して報告いたします。場所は、〇〇がありますが、〇〇の国道よ

り北側に住宅が混在していますが、住宅の裏から北側の川内川の堤防に隣接する場所です。周辺一帯は畑地帯であり、基盤整備はされていませんが、今回申請された農地は、1月に〇〇がオリーブ農園を作るということで報告をいたしております。

受人は、稲作主体の兼業農家ではありますが、営農にも一生懸命に取り組み、また管理も行き届いており何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方をよろしく申し上げます。

田中議長 次に整理番号18番の土地及び申請人「受人」の確認を山之内委員にお願いします。

山之内委員 議長。

田中議長 山之内委員。

山之内委員 整理番号18番について報告いたします。

申請農地及びその周辺の状況ですが、申請地は基盤整備済みの一角にあります。周囲は約100ha以上の広がりがあると思います。今、〇〇が〇〇に予定している地域でもあります。

受人の営農状況ですが、稲作主体の兼業農家です。現在受人は、市の嘱託職員として勤務されております。地域との調和については、受人は兼業ではありますが、営農にも一生懸命取り組まれており、所有農地の管理も行き届いております。また地域にも協力的な方であり、問題ないと判断しました。皆様のご審議方をよろしく申し上げます。

田中議長 次に整理番号19番の土地を前園委員に、申請人「受人」の確認を山口委員にお願いします。

まず、前園委員お願いします。

前園委員 議長。

田中議長 前園委員。

前園委員 整理番号19番の農地について報告いたします。

場所は、まず田2筆ですが、〇〇に〇〇がありますが、その前に大きな道路がありますが、それを300mほど西へ行ったところの北側に1筆、その道路の反対側に1筆ありました。畑につきましては、〇〇に〇〇がありますが、それを北へ200mほど行った〇〇と〇〇の境にありました。申請地の状況ですが、現在も田畑それぞれ利用されていた農地でした。畦等の管理もしっかり行われておりました。周辺の状況ですが、田は水田地帯の一角にあり、道路、用排水、日照ともに条件の良い場所でした。畑につきましても、周辺が連続した畑地帯であり、道路、用排水等条件の良い農地と判断しました。

田中議長 次に、山口委員お願いします。

山口委員 議長。

田中議長 山口委員。

山口委員 整理番号19番の受人について報告いたします。

この方は、譲渡人とは兄妹であり、妹さんであります。お兄さんが高齢で、実質ここ十何年耕作は続けていた経験を持った方です。農機具、トラクター、田植機械、コンバイン等も併せて譲られるということでした。高齢で入院されていて、受人は新規就農者という形にはなりますが、下限面積もしっかりとありますので、別に問題はないと思います。周辺の方々に対する諸問題等についてはしっかりと取り組んでいくということですので問題ないと判断しました。皆様のご審議方をよろしくお願いします。

田中議長 次に整理番号20番の土地及び申請人「受人」の確認を有馬委員にお願いします。

有馬委員 議長。

田中議長 有馬委員。

有馬委員 整理番号20番について報告いたします。田が1筆の売買です。
場所は、〇〇で〇〇から南の方に約200m入ったところに位置します。
受人は、自衛隊を退職され、奥さんの〇〇に移住され、農地の管理も良く
取得する農地も水田として利用されますので、営農に問題はないと考えます。
申請農地状況につきましては、土地改良事業の実施された農地です。道路、
用排水、形状ともに良好な農地です。周辺の状況につきましては、周辺一帯
は基盤整備が行われた水田で、現在も水田として管理、耕作されています。
問題はないと判断いたします。

田中議長 次に、80ページの貸借の整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認
を宮原委員にお願いします。

宮原委員 議長。

田中議長 宮原委員。

宮原委員 整理番号1番について報告いたします。これは農業者年金再設定でござい
ます。

今回の申請地は、場所は10ヶ所です。順を追って報告いたします。まず
〇〇ですが、〇〇から〇〇の方に500m進んでいき、右側に〇〇の方に5
00m行きますと、〇〇と〇〇に行く三差路があります。そこから北の方へ
500mくらい入って行きますと山間地の中にあります。日照時間も悪いで
すが、管理は良くされておりまして、現在はイタリアンが作付けされてお
りました。次は〇〇であります。場所は、国道沿いに〇〇というのがありま
したが、そこから5～600mほど入って行きますと〇〇という人のハウスが
並んでおります。そのハウスのすぐ道路を挟んで東側に2枚隣接している土
地であります。周囲は水田地帯で基盤整備もされており、用排水路も良く管
理がなされておりまして、次は〇〇であります。場所は、〇〇の〇〇がありま
すが、そこから上の方に300m進んだ場所で、ここは周りを山林に囲まれ

ておりまして、日照時間が悪いところでもあります。しかしながらここも減反として管理がなされておりまして、今はイタリアンが作付けされておりました。次は同じく〇〇であります。場所は〇〇の〇〇を渡ってくると、左側に〇〇がありますが、その〇〇の50mくらい西側にあります。ここは周りは水田地帯でありまして、基盤整備もなされ管理も行き届いておりました。次も〇〇であります。ここは受人の自宅に隣接している場所ですが、申請地は畑であります。ここは住宅に混在した場所ですが、未整備であります。しかしながら管理は良くなされていました。次も〇〇であります。県道を〇〇から〇〇に入ってきますと、右側に〇〇がありますが、そのすぐ南側に5mくらい下のところですが、ここも周りは水田地帯であります。基盤整備はなされていません。しかしながら良く管理は行き届いております。次も〇〇であります。場所は、先程の場所から県道が狭くなっているところですが、そこから5mくらい入ってからさらに北の方に250mくらい入って行きますと申請地があるわけですが、ここも周りは水田地帯で基盤整備もなされて、日照時間なども一番良いところでもあります。ここも管理が良く行き届いておりました。次も〇〇であります。ここは、〇〇の〇〇から上の方に500mくらい上って行きますと、〇〇の畑地帯があります。ここは周りは畑地帯で、基盤整備もなされているところでもあります。日照時間も良く、管理が行き届いておりました。次も〇〇であります。場所は、〇〇より北の方へ500mくらい行きますと、畑地帯があります。基盤整備がなされたところでもあります。ここもイタリアンが作付けされて、良く周りも管理がなされておりまして。

受人は、稲作と繁殖牛の複合経営であります。また後継者もおられ、所有農地の管理も良く行き届いており、営農にも一生懸命取り組まれており、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方をよろしく申し上げます。

田中議長 次に整理番号2番の土地及び申請人「受人」の確認を尾山委員にお願いします。

尾山委員 議長。

田中議長 尾山委員。

尾山委員 整理番号2番の大字〇〇6筆について報告いたします。20日に本人と会い現地を確認いたしました。

申請地は、〇〇、〇〇の〇〇を南へ200mくらい行ったところに位置しています。宅地とハウスがあり全部で7haぐらいの水田地帯の一角にあります。未整備で道路が狭いところではありますが、日照、用排水には問題はありません。

受人の営農状況は、1ha程を所有する農家です。農業に一生懸命取り組んでおられます。地域との調和については、畦や水路の管理も適切に管理されており、問題ないと判断いたします。皆様のご審議方よろしく願いいたします。

田中議長 次に整理番号3番から5番の土地及び申請人「受人」の確認を前園委員にお願いします。

前園委員 議長。

田中議長 前園委員。

前園委員 整理番号3番から5番まで、受人が一緒ですので併せてご報告いたします。

申請農地につきまして、〇〇から北側の県道から300mほど北に入ったところに1筆、〇〇の西隣に3筆、〇〇に1筆、同じく県道を西へ進みますと〇〇がありますが、そこを北へ450mほど行ったところに1筆の計6筆の田んぼがありました。農地につきましては、現在も水田として利用してある農地でした。

受人の営農状況ですが、受人は稲作主体の専業農家で、自作地も3町歩以

上あり、高齢ではありますが元気で、積極的に取り組んでいくという話をされました。地域との調和につきましては、自己管理所有地を見させていただきましたが、畦や用排水の管理もしっかり行き届いておりましたので、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

田中議長 次に整理番号6番の土地及び申請人「受人」の確認を竹下委員にお願いします。

竹下委員 議長。

田中議長 竹下委員。

竹下委員 整理番号6番について報告いたします。

申請地は全て田です。大字〇〇字〇〇が5筆、大字〇〇字〇〇が1筆の計6筆です。場所は、〇〇の信号を左折して〇〇の方へ向かい、〇〇の手前を左折して〇〇の方へ行きます。そこを行くと川内川に突き当たる訳ですが、その川内川の右手に行ったところに5筆あります。そこから川内川を渡って〇〇の中心部に1筆あります。現地調査は2月23日の午後から行きました。本人の聴き取りは24日に行っております。

申請地の状況ですが、〇〇字〇〇の5筆は川内川に面しており、これまでも水稻栽培をされております。現況は、畦を取り払い3枚に拡張し耕起されておりました。〇〇字〇〇1筆も同様に耕起されております。申請地全て進入路及び用排水、日照に関しても良好です。5筆の進入路が少し狭いですが、農業機械の通行に問題はないと判断しました。畦等の管理も良く管理されておりました。周辺の状況としましては、〇〇字〇〇の5筆は東側、北側に川内川が隣接しております。南側、西側が田んぼが広がっております。〇〇字〇〇の1筆は西側に住宅、南側に川内川、東側、北側は田が広がっており、営農を続けていく上で特段の問題はなく条件の良い場所です。

申請人への聴き取りですが、現在1町4反弱の農地に、水稻、露地野菜、

飼料作物等の作付けと繁殖牛8頭経営する農家です。お孫さんが同じ敷地に住んでおまして、後を継ぐということに最近なったそうで、これからお孫さんを後継者として育てて行かれるとの事です。籾乾燥等もやっており、認定農家としての農業経営は安定していると判断します。他の耕作地の管理も行き届いており、周辺一帯の営農に影響を及ぼすことは考えられませんので、問題はないと考えます。皆様のご審議方よろしくお願いたします。

田中議長 次に整理番号7番と8番の土地及び申請人「受人」の確認を前園委員にお願いします。

前園委員 議長。

田中議長 前園委員。

前園委員 整理番号7番について報告いたします。

申請農地につきましては、田が7筆、畑が6筆で、場所が〇〇から40mくらいのところからさらに南に450m行ったところに3筆、そこをさらに西に進んで右折すると〇〇、いま〇〇ですが、ここの東側に田んぼがあり、さらに〇〇通りの突き当りを西に400mほど行ったところに田んぼがありました。畑につきましては、〇〇にありまして、〇〇を〇〇行きますと変〇〇がありますが、それより北へ100mほど入りますと、オリーブ農園の候補地になっている畑地帯に4筆ほど点在しておりました。申請地の田んぼにつきましては、道路、日照、用排水等ともに良い農地であります。畑につきましては、道路がやや狭くて難があるかなと思いましたが、排水等はこら畑というような感じでしたのでいいのかなと思いましたが、本人に確認しましたところ、農業機械もさほど大きくないということで、進入路的には問題ないとおっしゃいました。

受人の営農状況ですが、本人は共済組合の獣医であります。休みを利用して農業をしたいということで、稲作を中心とした農家です。休みしか農作業

が出来ないということで、収穫時期には弟さんがJAに勤めておられるので、加勢をもらって営農をしていきたいということでした。農地取得後の田畑につきましても、これまでどおり水稲水田、露地野菜等で利用していきたいということでしたので問題ないと思います。地域との調和につきましても、所有農地の畦等の管理も行き届いておりましたので問題ないと判断しました。

続きまして、整理番号8番について報告いたします。

申請農地が同じく〇〇の通りから西へ500mほど行ったところに田んぼがありました。それと〇〇の〇〇から道路を50mほど行った左に入る道路がありますが、そこに2筆ほどありました。申請農地はこれまでも水田として利用されてきた農地です。

受人の営農状況ですが、稲作を中心とした専業農家で、農作業的には1人でできる範囲であるし、何の問題もないとおっしゃいましたので問題ないと思います。少し〇〇の方が湿田というか、私が見る限りではそうは思いませんでしたが、条件が悪いので、米を作るなり、その後里芋等が作れば良いと本人がおっしゃっておりました。地域との調和については、自己所有農地も畦、用排水等の管理がしっかりと出来ていますので、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方よろしく願いいたします。

田中議長 次に整理番号9番の土地を宮田委員に、申請人「受人」の確認を尾山委員にお願いします。

まず、宮田委員お願いします。

宮田委員 議長。

田中議長 宮田委員。

宮田委員 整理番号9番について報告いたします。2月19日に現地確認しました。

申請地の状況ですが、場所は2ヶ所ありまして6筆に分かれています。まず4筆のあるところが、〇〇から北の方へ下りて行ったら、左側に川内川が

流れています。そこの奥に7～8軒の住宅がありますが、そこの北側で、周辺一帯が水田地帯で、ほとんどが水稻栽培、あとハウス園芸をされているところが一部ありますが、その一角にあります。特段問題点は見当たりません。もう1ヶ所は、〇〇を渡ってこちらから行けば〇〇に続く道がありますが、〇〇の集落を通り過ぎまして、上にY字に分かれましてそれを左に上がって行くと〇〇に、それではなくて右に〇〇の方に進んでいくと〇〇の外れですが、住宅が南の方にありますが、そこの南側に田があります。どちらとも周辺の状況は、連続する水田地帯で、一部は家の真裏に位置するところがありますが、別段、日照、用排水ともに条件の良い場所で問題はないと判断しました。皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。

田中議長 次に、尾山委員お願ひします。

尾山委員 議長。

田中議長 尾山委員。

尾山委員 整理番号9番の受人の状況について報告いたします。

受人は、〇〇で規模拡大されている農家です。親豚が40頭、農地が4ha以上と一生懸命農業に取り組んでいます。稲作、畑作、養豚の複合経営です。後継者はおりません。地域との調和につきましては、多々作業に付いていけないところも若干ありますが、周辺一帯に迷惑を掛けないように、畦、用水路の管理もしっかり行いますということで問題ないと判断しました。皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。

田中議長 次に整理番号10番の土地を杉元委員に、申請人「受人」の確認を上畠委員にお願ひします。

まず、杉元委員お願ひします。

杉元委員 議長。

田中議長 杉元委員。

杉元委員 整理番号10番について報告いたします。24日に申請農地の確認に行きました。

農地は、〇〇から西に500mくらい行きますと、〇〇がございます。〇〇の近くの道路を〇〇の町へ行く途中の右手でございます。申請農地につきましては、一帯は未整備田でございますが、東側と南側に住宅がありまして、現在も水田として利用されているところで、何の問題もないと考えております。よろしく申し上げます。

田中議長 次に、上島委員申し上げます。

上島委員 議長。

田中議長 上島委員。

上島委員 所有権移転整理番号10番と一緒です。

田中議長 次に整理番号11番の土地及び申請人「受人」の確認を上島委員に申し上げます。

上島委員 議長。

田中議長 上島委員。

上島委員 整理番号11番について報告いたします。

場所は、〇〇の途中にあります畑1筆、東の方が食品加工会社、西の方が重機のリース会社ということで、囲まれております。その加工会社の方が借り受けるということでした。農業と加工会社をされておりますが、畑につきましては、良く整理されて今現在はハウレン草とかの残渣を投げ込み、処理していたようであります。経緯につきましては、今言ったように受委託の加工野菜、人参、ハウレン草そういうものを息子さんと一緒になってやっていると、お母さんが農業者であって、お父さんと子供たちは会社を営んでいるということでしたので、中間管理機構の土地も今後借りて規模拡大するというので、大々的に農業もしたいという話でしたので、この農地につきま

しての管理も十分されていますので、何ら問題ないと考えております。以上です。

田中議長 次に整理番号12番の土地及び申請人「受人」の確認を川口委員にお願いします。

川口委員 議長。

田中議長 川口委員。

川口委員 整理番号12番について報告いたします。

場所は、〇〇入口に〇〇がありますが、そこから〇〇へ300mほど行ったところの県道沿いであります。田んぼの真ん中にある圃場で、日照りも良く、用排水も共に良く、基盤整備もされた農地です。

受人は、稲作とイチゴの複合経営であります。後継者もおり自作地の管理も行き届いております。問題はないと判断しました。皆様のご審議方よろしくをお願いいたします。

田中議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。農地法第3条第2項第7号につきましては、各委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。従いまして、計31件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上でございます。

田中議長 ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第64号

の審議に入ります。

各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第64号は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

田中議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

ここでしばらく休憩をいたします。

(10分間休憩)

田中議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に議案第65号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 議案第65号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。今月の計画件数の内訳は所有権移転9件、利用権設定72件の計81件でございます。申出人の住所氏名等は省略して説明させていただきます。97ページをお開き下さい。所有権移転から説明いたします。

整理番号1番、大字〇〇、田1筆1, 823㎡の売買でございます。価格は全部で〇〇円です。こちらは谷口代理の掘起しです。

整理番号2番、大字〇〇、田1筆1, 982㎡の売買でございます。価格は全部で〇〇円です。こちらも谷口代理の掘起しです。98ページをお開きください。

整理番号3番、大字〇〇、田2筆1，372㎡の売買でございます。価格は全部で〇〇円です。

整理番号4番、大字〇〇、畑1筆241㎡、田1筆534㎡の売買でございます。価格は全部で〇〇です。99ページをお開きください。

整理番号5番、大字〇〇、田1筆1，867㎡の売買でございます。価格は全部で〇〇円です。こちらは川口委員の掘起しです。

整理番号6番、大字〇〇、田1筆748㎡の売買でございます。価格は全部で〇〇円です。

整理番号7番、大字〇〇、田1筆827㎡の売買でございます。価格は全部で〇〇円です。100ページをお開き下さい。

整理番号8番、大字〇〇、田2筆2，107㎡の売買でございます。価格は全部で〇〇円です。

整理番号9番、大字〇〇、101ページをお開き下さい。田4筆2，793㎡の売買でございます。価格は全部で〇〇円です。特例事業によるもので、利用権設定整理番号38番との関連です。上島委員の掘起しです。

続いて利用権設定について説明いたします。102ページをお開き下さい。

整理番号1番、大字〇〇、田1筆1，013㎡の使用貸借でございます。期間は平成33年3月2日までです。再設定です。こちらは稲田委員の意見書がございます。

整理番号2番、大字〇〇、畑2筆3，974㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成38年3月2日までです。こちらは栗下委員の意見書がございます。103ページをお開き下さい。

整理番号3番、大字〇〇、田2筆1，019㎡の賃貸借でございます。借賃は全部でモミ〇〇俵、期間は平成38年3月2日までです。再設定で

す。

整理番号4番、大字〇〇、105ページをお開き下さい。田4筆5, 679㎡、畑3筆2, 663㎡の賃貸借でございます。借賃は10a当たり〇〇円、期間は平成38年3月9日までです。

整理番号5番、大字〇〇、109ページまでをお開き下さい。大字〇〇、〇〇及び〇〇、田18筆20, 827㎡の賃貸借でございます。借賃は10a当たり〇〇円、期間は平成38年3月2日までです。再設定です。

整理番号6番、大字〇〇、畑1筆1, 849㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成31年3月2日までです。再設定です。110ページをお開き下さい。

整理番号7、大字〇〇、111ページをお開き下さい。田7筆7, 032㎡の使用貸借でございます。期間は平成38年3月9日までです。農業者年金再設定によるものです。こちらは山口委員の意見書があります。

整理番号8番、大字〇〇、田1筆2, 133㎡の賃貸借でございます。借賃は10a当たり〇〇円、期間は平成33年3月2日までです。再設定です。112ページをお開き下さい。

整理番号9版、大字〇〇、田3筆934㎡の賃貸借でございます。借賃は10a当たり〇〇円、期間は平成33年3月2日までです。再設定で、相続人からの申し出です。113ページをお開き下さい。

整理番号10番、大字〇〇、田1筆1, 032㎡の賃貸借でございます。借賃は10a当たり〇〇円、期間は平成33年3月2日までです。再設定です。

整理番号11番、大字〇〇、114ページをお開き下さい。田4筆1, 621㎡の使用貸借でございます。期間は平成33年3月2日までです。再設定です。

整理番号12番、大字〇〇、田1筆1、057㎡の賃貸借でございます。
借賃は10a当たり〇〇円、期間は平成33年3月2日までです。再設定
です。

整理番号13番から119ページの整理番号20番までが借受けるのが
同一の法人であり、ほぼ同条件の案件ですのでまとめて説明します。11
9ページまでをお開き下さい。大字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、田19
筆23、993㎡の賃貸借でございます。借賃は全て10a当たりモミ〇
〇俵、期間は33年3月9日までと31日までが混在しておりますが全て
5年間です。また全てが再設定です。120ページをお開き下さい。

整理番号21番、大字〇〇、121ページをお開き下さい。田3筆4、
055㎡、畑3筆1、543㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で玄米
〇〇俵、期間は平成33年3月2日までです。相続人からの申し出です。

整理番号22番、大字〇〇、122ページをお開き下さい。田4筆1、
999㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成32年
3月2日までです。相続人からの申し出です。

整理番号23番、大字〇〇、畑1筆1、828㎡の使用貸借ございま
す。期間は平成31年3月7日までです。再設定で、相続人からの申し出
です。123ページをお開き下さい。

整理番号24番、大字〇〇、田1筆2、315㎡の賃貸借でございます。
借賃は10a当たりモミ〇〇俵、期間は平成31年3月2日までです。再
設定で、相続人からの申し出です。

整理番号25番、大字〇〇、畑1筆2、744.71㎡の賃貸借ござい
ます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成31年3月2日までです。

整理番号26番、大字〇〇、畑1筆704㎡の賃貸借でございます。借
賃は全部で〇〇円、期間は平成33年3月2日までです。相続人からの申

し出です。124ページをお開き下さい。

整理番号27番、大字〇〇、田2筆1, 699㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で玄米〇〇俵、期間は平成33年12月31日までです。こちらは宮原委員の掘起しです。

整理番号28番、大字〇〇、125ページをお開き下さい。畑4筆43, 537㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成33年3月2日までです。

整理番号29番、大字〇〇、129ページまでをお開き下さい。大字〇〇、〇〇、〇〇、田15筆11, 419㎡の賃貸借でございます。借賃は10a当たり玄米〇〇俵、期間は平成32年3月10日までです。再設定です。

整理番号30番、大字〇〇、130ページをお開き下さい。田5筆5, 974㎡の賃貸借でございます。借賃は10a当たり玄米〇〇俵、期間は平成32年3月10日までです。再設定です。

整理番号31番から136ページの整理番号37番までが借受けるのが同一の法人であり、ほぼ同条件の案件ですのでまとめて説明します。136ページまでをお開き下さい。大字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の田14筆21, 022.8㎡、畑9筆8, 779㎡の賃貸借でございます。借賃は全て田が10a当たり〇〇円、畑が10a当たり〇〇円です。31番から35番の5件が、期間は平成33年3月9日までで、再設定です。36番、37番の2件の期間が平成33年1月31日までで、新規の貸借となります。37番は再設定です。以上です。

整理番号38番、大字〇〇、137ページをお開き下さい。田4筆2, 793㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成33年3月21日までです。特例事業によるもので、所有権移転整理番号9番と

の関連です。

整理番号39番、大字〇〇、田2筆2, 036㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成34年1月31日までです。農地利用集積円滑化事業によるもので、再設定です。こちらは山之内委員の意見書がございます。なおこれより整理番号64番までが同事業によるもので、その旨の説明は省略させていただきます。138ページをお開き下さい。

整理番号40番、大字〇〇、田2筆1, 680㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成33年1月31日までです。再設定で、相続人からの申し出です。

整理番号41番、大字〇〇、田1筆1, 991㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成31年1月31日までです。139ページをお開き下さい。

整理番号42番、大字〇〇、田2筆3, 687㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成34年1月31日までです。再設定です。

整理番号43番、大字〇〇、田2筆1, 832㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成33年1月31日までです。再設定で、相続人からの申し出です。140ページをお開き下さい。

整理番号44番、大字〇〇、143ページをお開き下さい。畑15筆14, 384.46㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成34年1月31日までです。再設定です。

整理番号45番、大字〇〇、144ページをお開き下さい。田4筆2, 955㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成35年1月31日までです。再設定で、相続人からの申し出です。

整理番号46番、大字〇〇、146ページをお開き下さい。大字〇〇、

田7筆10, 285㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成33年1月31日までです。再設定で、相続人からの申し出です。

整理番号47番、大字〇〇、147ページをお開き下さい。田3筆1, 099㎡、畑1筆5, 654㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成33年1月31日までです。再設定です。

整理番号48番、大字〇〇、田1筆3, 030㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成33年1月31日までです。148ページをお開き下さい。

整理番号49番、大字〇〇、田2筆2, 954㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成34年1月31日までです。再設定です。

整理番号50番、大字〇〇、田1筆1, 499㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成34年1月31日までです。再設定です。149ページをお開き下さい。

整理番号51番、大字小田、田1筆556㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成38年1月31日までです。再設定です。

整理番号52番、大字〇〇、150ページをお開き下さい。畑6筆11, 051㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成34年1月31日までです。再設定です。

整理番号53番、大字〇〇、151ページをお開き下さい。田3筆10, 333㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成33年1月31日までです。再設定で、相続人からの申し出です。

整理番号54番、大字〇〇、152ページをお開き下さい。田2筆3, 039㎡、畑2筆955㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成31年1月31日までです。相続人からの申し出です。

整理番号55番、大字〇〇、153ページをお開き下さい。田3筆1,

973㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成34年1月31日までです。

整理番号56番、大字〇〇、154ページをお開き下さい。田4筆1, 887㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成34年1月31日までです。

整理番号57番、大字〇〇、田3筆2, 679㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で玄米〇〇俵、期間は平成38年1月31日までです。再設定で、相続人からの申し出です。155ページをお開き下さい。

整理番号58番、大字〇〇、田1筆1, 012㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で玄米〇〇俵、期間は平成35年1月31日までです。再設定です。こちらは山口委員の意見書があります。

整理番号59番、大字〇〇、156ページをお開き下さい。田6筆1, 309㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成35年1月31日までです。157ページをお開き下さい。

整理番号60番、大字〇〇、田1筆1, 240㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成33年1月31日までです。

整理番号61番、大字〇〇、158ページをお開き下さい。田5筆3, 866㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成33年1月31日までです。再設定で、相続人からの申し出です。

整理番号62番、大字〇〇、田1筆1, 673㎡の賃貸借でございます。借賃は全部でモミ〇〇俵、期間は平成31年1月31日までです。再設定で、相続人からの申し出です。159ページをお開き下さい。

整理番号63番、大字〇〇、田3筆3, 482㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成35年1月31日までです。

整理番号64番、大字〇〇、160ページをお開き下さい。田3筆2,

949㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成35年1月31日までです。

整理番号65番、大字〇〇、畑1筆1、918㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成38年3月31日までです。農地中間管理事業によるものです。なおこれより最後の整理番号72番までが同事業で、期間が平成38年3月31日までですのでその旨の説明は省略させていただきます。161ページをお開き下さい。

整理番号66番、大字〇〇、162ページをお開き下さい。田5筆8、516㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円です。

整理番号67番、大字〇〇、田3筆1、471㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円です。163ページをお開き下さい。

整理番号68番、大字〇〇、田3筆1、725㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円です。164ページをお開き下さい。

整理番号69番、大字〇〇、田1筆1、928㎡の賃貸借でございます。借賃は全部でモミ〇〇kgです。

整理番号70番、大字〇〇、畑1筆2、103㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円です。

整理番号71番、大字〇〇、畑1筆2、307㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円です。165ページをお開き下さい。

整理番号72番、大字〇〇、畑1筆1、682㎡の使用貸借でございます。

以上、所有権移転9件、利用権設定72件です。計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議方よろしく申し上げます。

田中議長 事務局の説明が終わりました。議案第65号の審議に入りますが、農業経営基盤強化促進法所有権移転整理番号3番は、譲受人が田方委員です。よって、農業委員会等に関する法律第24条「議事参与の制限」の規定に基づき、田方委員の退席を求めて審議します。田方委員退席をお願いします。

(田方委員退席)

田中議長 それでは、ただ今から農業経営基盤強化促進法所有権移転整理番号3番の審議に入ります。

各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第65号農業経営基盤強化促進法所有権移転整理番号3番は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

田中議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。田方委員の退席を解きます。

(田方委員着席)

田中議長 それでは、議案第65号農業経営基盤強化促進法所有権移転整理番号3番を除く、議案第65号の審議に入ります。

各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

尾山委員 議長。

田中議長 尾山委員。

尾山委員 98ページに〇〇72歳とありますが、138ページに〇〇62歳とありますがどちらが本当でしょうか。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 72歳が正しいです。訂正をお願いします。

田中議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第65号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

田中議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

議案第65号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。

次に、議案第66号「農地法第4条の規定による許可申請について」、議案第67号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 議案第66号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。許可申請件数は2件でございます。申請人の住所氏名は省略させていただきます。167ページをお開きください。

整理番号1番、場所が、大字〇〇字〇〇、〇〇番他1筆、計田2筆1, 167㎡にクヌギを植林されるものでございます。立地基準につきましては、農地区分は第2種農地、都市計画関係は区域外、農振区分は区域内・白地でございます。工事期間につきましては、平成28年3月25日から同年3月31日までとなっております。事業費につきましては、苗代〇〇円を全額自己資金により対応されるものでございます。

続きまして、整理番号2番につきましては、申請内容の確認において整理できない部分があるとのことで2月25日付けで取下願いがございました。

続きまして、整理番号3番、場所が、大字〇〇字〇〇、〇〇番、田1筆632㎡を一般個人住宅敷地として利用するものでございます。立地基準につきましては、農地区分は第1種農地、都市計画関係は区域内・用途指定なし、農振区分は区域内・白地でございます。工事期間につきましては、平成28年4月1日から同年8月31日までとなっております。事業費につきましては、住宅及び車庫建築費〇〇円、造成及び諸経費〇〇円、計〇〇万円を全額融資により対応されるものでございます。排水関係につきましては、北側水路へ排水する計画となっております。

続きまして、議案第67号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。許可申請件数は4件でございます。申請人の住所氏名は省略させていただきます。169ページをお開きください。内容説明の前に1か所訂正をお願いいたします。整理番号2番、立地基準のところで農地区分が第1種農地と記載がございましたが、農用地区域内農地との訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

議案の説明に入らせていただきます。

整理番号1番、場所が、大字〇〇字〇〇、〇〇番、畑1筆710㎡を杉の植林として売買されるものでございます。立地基準につきましては、農地区分は第2種農地、都市計画関係は区域外、農振区分は区域内・白地でございます。申請地は、既に転用済みでございますので、追認申請となります。

続きまして、整理番号2番、場所が、大字〇〇字〇〇、〇〇番、田1筆812㎡を農家住宅、車庫兼農業用倉庫敷地として売買されるものでござい

ます。立地基準につきましては、農地区分は農用地区域農地、都市計画関係は区域内・用途指定なし、農振区分は区域内農用地でございます。なお、農振区分が区域内農用地となっておりますが、現在除外の手続き中でありまして、農振除外予定日は平成28年3月1日となっております。除外完了後、農地区分は第1種農地、農振区分は区域内・白地となります。工事期間につきましては、平成28年3月25日から同年12月末日までとなっております。事業費につきましては、土地代金〇〇円、土地造成費〇〇円、住宅建築費〇〇円、車庫兼農業用倉庫建築費〇〇円、諸経費〇〇円、計〇〇円を全額融資により対応されるものでございます。排水関係につきましては、西側市道側溝へ排水する計画となっております。

続きまして、整理番号3番、場所が、大字〇〇字〇〇、〇〇番、田1筆83㎡を車庫及び一般住宅敷地として交換されるものでございます。立地基準につきましては、農地区分は第1種農地、都市計画関係は区域内・用途指定なし、農振区分は区域内・白地でございます。申請地は平成12年に転用済みでございますので、追認申請となります。排水関係につきましては、北側市道側溝へ排水されております。

続きまして、整理番号4番、5番については土地所有者が異なるため2つに分かれておりますが、同一申請でございますので併せて説明させていただきます。ページが169ページと170ページにまたがっております。場所が、大字〇〇字〇〇、〇〇番外1筆、計田2筆2,717㎡を作業通路、掘削土置場、資材置場、重機置場敷地として一時的に使用貸借されるものでございます。この案件につきましては、借受人がチョウザメの養殖場建設計画があり、そのため使用する水を配水池から引き込むための給水管理設工事に伴う一時転用に係る使用貸借でございます。立地基準につきましては、農地区分は農用地区域内農地、都市計画関係は区域外、

農振区分は区域内・農用地でございます。農用地区域内農地は原則転用不許可となっておりますが、最長3年以内の一時的な利用につきましては不許可の例外となります。工事期間につきましては、許可日から平成28年5月31日までとなっております。事業費につきましては、給水管理設工事費〇〇円を全額自己資金により対応されるものでございます。

ご審議方よろしくお願いいたします。

田中議長 事務局の説明が終わりました。議案第66号及び議案第67号については、26日、第2小委員会で審議がされておりますので、ここで第2小委員会から報告をお願いします。

山口第2小委員長 議長。

田中議長 山口第2小委員長。

山口第2小委員長 それでは、第2小委員会の報告を行います。

会長から招集を受けまして、2月26日に、委員5名、会長、事務局2名の計8名の出席のもと、第2小委員会を開催いたしました。

今回の議案は、4条2件、5条4件でございます。なお、4条の1件は、申請者の申し出で、2月25日付けで、取り下げられております。議案第66号と第67号について、順を追って説明いたします。

農地法第4条、議案第66号、整理番号1番について、説明いたします。

申請人は現在、県外に在住しております。近くの畜産農家に、飼料の作付けを依頼しておられたそうではありますが、猪等の被害があり、農地としての維持が困難となったため、本申請地にクヌギの植林を計画されたこととございます。場所は、〇〇の〇〇になります。国道から、〇〇へ入り、〇〇の先から、東へ進み、住宅地を抜けたところ位置しております。〇〇の入り口、〇〇の手前のところでございます。

申請地の状況は、2枚の田んぼになっておりまして、猪が耕したみたい

に小型のユンボを入れて穴を掘ったような状態で、トラクター等で耕耘が出来ないという状況になっております。西側に住宅がありますが、この住宅には落葉の迷惑を掛けるという意見がございましたが、今朝ほど事務局の方から説明をして了解が取ってあるとのことでした。特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号3番について、説明いたします。

申請人は、現在、〇〇で借家住まいでございます。子供の成長によりアパートが手狭となってきたこと、また、子供の校区や、親の世話など、将来のことを考え、実家の周辺で住宅建築を計画されたものでございます。適当な土地を探しましたが、交渉成立に至らず、本申請地を選定したとのことでございます。家庭排水は、合併浄化槽処理を行い、北側水路へ排水するとのことでございます。場所は、〇〇でございます。〇〇の国道沿いに〇〇がありますが、申請地は市道を挟んだ西隣に位置しております。

申請地の状況は、形状が西側の方から東側の方に狭くなっておりまして、この用地の面積は住宅地には広い感じがありますが、残地の利用が小菜園しか使用することが出来ないと判断しまして、周辺への営農への問題は無いということでございます。特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、議案第67号、整理番号1番について、説明いたします。

譲受人は、市内で林業を経営する会社であります。今回、譲渡人から申請地を買い受けることになり、山林のままでの売買の協議が整い、手続きを進めていたところ、申請地の登記地目が畑であることが判明したため、申請されたものでございます。申請地は譲渡人の伯父が、昭和45年に購入されたとのことですが、その時点で既に植林がされた状態であったとのこと、耕作できず、そのままの状態に現在に至ったものでございます。顛末書の提出がでございます。場所は、〇〇でございます。〇〇の〇〇の交

差点から、〇〇、通称、〇〇を、〇〇へ800mほど進み、〇〇から南の路地へ入り、200mほど進んだところでございます。車で400mほど山道を進んで、かなり遠い所まで進みまして、みんな車を降りて、檜山が40年生ぐらいの山道をまた東の方へ100mくらい行きまして、尾根と尾根との間の窪地に申請地がありました。私の腕よりも大きな蔓がはびこっておりまして、とても農地に復元するようなどころではありませんでした。

申請地の状況は、周辺には農地がないところで、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号2番について説明いたします。

譲受人は、市職員であります。今後は農業後継者となる予定でございます。現在、借家住まいで、子供の成長により住宅建築を検討していたところ、実家や父所有農地も近隣にある本申請地について売買の協議が整ったため、申請されるものでございます。家庭排水は合併浄化槽処理を行い、西側水路へ排水するとのことでございます。場所は、〇〇でございます。〇〇の国道交差点から〇〇へ進み、〇〇手前、80mほどのところから、西へ入り、そこから100mほどのところに位置しております。

申請地の状況は、田んぼが2枚ありましたが、西側が広い農地になっております。そこは市道との区切りがありまして、特に問題はないと判断しました。

続きまして、整理番号3番について、ご説明いたします。

譲渡人が、以前、牛の肥育を行う畜産業を営んでいたとのことでございます。申請地の隣接地を転用し、住宅及び住宅の一室を事務室としておりましたが、現在は廃業しております。譲渡人と譲受人の所有の宅地の一部を交換し、車庫及び住宅敷地として利用しているため申請されたものでご

ございます。事実申立書の提出がでございます。場所は、〇〇の〇〇でございます。飯野側から、〇〇を過ぎ、西へ200mほど進んだ道路沿いでございます。

申請地の状況は、宅地に入る通路も直線で、利用しやすくする申請でございます。特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号4番、5番について、ご説明いたします。

借受人は水産業を営んでおります。今回、〇〇の〇〇に、新たに、チョウザメの養殖場建設を計画し、養殖に必要な水を引き込むため、給水管埋設工事を行うための作業通路や掘削土置場等で、一時的に利用するものであります。場所は、〇〇の〇〇が事業拠点でありまして、その南側の2枚の農地が申請地であります。これは、湧水池から、水を引き込むために利用する、農地および農地の畦畔であります。

申請地の状況は、昨日〇〇の水利組合の〇〇理事長が私のところへ来られましたので、この湧水池と耕作地の関係を聞きましたところ、これは市の誘致企業でありまして、この引き込みを3本畦に埋め込みますが、これは建設課の方で監督してされるということを知りました。チョウザメの工場を作るために短期的に2枚の田んぼを借地するという案件でございます。作業後は元に戻すということで、特に問題は見当たりませんでした。

以上、農地法第4条申請2件、農地法第5条申請4件、計6件については、慎重・審議しました結果、第2小委員会は、全会一致で許可相当とするべきものと判断いたしました。

皆さまのご審議をお願いしまして、第2小委員会の報告を終わります。

田中議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第4条、農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことをございます。よりまして、今月の議案第66号及び議案第67号の計6件につきましては、転用許可基準を全て満たしていると判断いたします。

以上でございます。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 申し訳ございませんが、再度訂正をお願いいたします。農地法第5条整理番号1番169ページでございます。転用計画のところ転用目的が杉の植林と記載がございますが、檜の植林の誤りでした。また、施設概要につきましても、杉180本のところを檜180本への訂正をお願いいたします。たびたびの訂正申し訳ございませんでした。

田中議長 ただ今、第2小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。

各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第66号及び議案第67号に対する第2小委員長の報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。

お諮りいたします。

議案第66号及び議案第67号は、原案とおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

田中議長 全員賛成と認めます。議案第66号及び議案第67号は、原案のとおり、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

次に、議案第68号「耕作放棄地の非農地判断について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 議案第68号についてご説明申し上げます。11件の非農地判断の審議をお願いするものでございます。土地の所有者等の説明は省略させていただきます。

整理番号1番、議案書172ページでございます。場所が大字〇〇字〇〇、〇〇番、台帳地目は田383㎡が、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、その土地が、森林の様相を呈しており農地への復元が著しく困難であるというものでございます。

整理番号2番は整理番号1番と隣接しております。場所が大字〇〇字〇〇、〇〇番、台帳地目は田446㎡でございます。判断根拠は、整理番号1番と同様でございます。

整理番号3番と整理番号4番も隣接している場所でございます。整理番号3番ですが、場所が大字〇〇字〇〇、〇〇番、台帳地目は畑1,666㎡でございます。ここの農振区分は区域内農用地となっております。判断根拠は、整理番号1番、2番と同様であります。

整理番号4番、場所が大字〇〇字〇〇、〇〇番、台帳地目は畑148㎡でございます。農振区分は区域内農用地でございます。判断根拠としましては、整理番号3番と同様でございます。

整理番号5番、場所が大字〇〇字〇〇、〇〇番、台帳地目は田380㎡でございます。判断根拠は、整理番号1番から4番までと同様でございます。

議案書173ページでございます。

整理番号6番、7番、8番が同じ付近にまとまっている場所でございます。

整理番号6番、場所が大字〇〇字〇〇、〇〇番2台帳地目は畑783㎡でございます。判断根拠は、整理番号1番から5番までと同様でございます。

整理番号7番、場所が大字〇〇字〇〇、〇〇番、台帳地目は畑2,360㎡でございます。農振区分は区域内農用地でございます。判断根拠は、整理番号6番と同様でございます。

整理番号8番、場所が大字〇〇字〇〇、〇〇番、台帳地目は畑770㎡でございます。判断根拠は、整理番号7番と同様でございます。

整理番号9番と10番が同一の場所であり隣接しております。

整理番号9番、場所が大字〇〇字〇〇、〇〇番、台帳地目は畑1,273㎡でございます。判断根拠は、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、周囲の状況からみて農地へ復元しても継続して利用することが困難であるというものでございます。

整理番号10番、場所が大字〇〇字〇〇、〇〇番、台帳地目は畑1,286㎡でございます。判断根拠は、整理番号9番と同様でございます。

議案書174ページでございます。

整理番号11番、場所が大字〇〇字〇〇、〇〇番、台帳地目は田1,395㎡でございます。判断根拠は、整理番号9番、10番と同様でございます。

以上、11件でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

田中議長 事務局の説明が終わりました。議案第68号については、26日、第2小委員会で審議がされておりますので、ここで第2小委員会から報告をお願いします。

山口第2小委員長 議長。

田中議長 山口第2小委員長。

山口第2小委員長 それでは、議案第68号の非農地判断についてご説明します。今月の非農地判断を行う審議件数は、11件でございます。整理番号1番から順を追って、説明いたします。

まず、整理番号1番と2番からご説明いたします。この2件は、同じ場所でございます。場所は、〇〇の南側の山林内でございます。〇〇から東へ進みますと、〇〇がございますが、その横を北へ下りますと、現地がございます。〇〇からみますと、すぐ北側の山林内であり、ちょうど、〇〇の〇〇の南側に当たります。

現地の状況は、山林の中を大きな用排水路が東から西の方へ流れ込んで落ちていきます。その中の方に、うと田と言いますが、うと田が入っておりまして、入口のところだけ2枚ほど農地で、しっかりと作付けがされておりました。その先から竹が生えておりまして奥まで行けないというところでした。整理番号1番と2番は、非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。

続きまして、整理番号3番と4番も同じ場所でございますので、あわせて、ご説明いたします。場所は、〇〇の字〇〇で、〇〇の入口から、東の山手へ入った山林に隣接しております。

現地の状況は、整理番号3番と4番は、非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。ここは唐竹が密集しておりまして、人間が簡単に入れる状況ではありません。南の方は杉山が茂っておりまして、耕作をすることはとても無理と判断いたしました。

続きまして、整理番号5番について説明いたします。場所は、〇〇の〇〇の自宅南側の、市道の上に畜舎がございますが、さらに、その南の奥に位置しております。現地まで行くには、非常に足場の悪いところを通らなければなりません。

現地の状況は、約5反分ほどと田が入っています。残りのうと田は非農地判断をしております、この案件だけが1段上がった〇〇の南側の山の下にありまして、日照時間は全くなく、農地としては復元することは出来ないと判断いたしました。整理番号5番は、非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。

続きまして、整理番号6番、7番、8番も、まとまっておりますので、あわせて、説明いたします。場所は、〇〇の〇〇の、さらに南側に位置しております。〇〇の〇〇から、さらに南へ入りますと、〇〇がございますが、お宅のすぐ西側の、山林の一角がございます。

現地の状況は、ここも曲がりくねった農道をようやく車で入り込んでいかないといけないところで整理番号6番は、非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。しかしながら整理番号7番と8番は、今後の利用が見込める可能性があるということで、現在は唐竹が生えておりますが、これを非農地としますと、杉植林などがされると十年過ぎると影を差すという判断をしまして、もう少し様子を見ようと判断をいたしました。

続きまして、整理番号9番、10番について、ご説明いたします。場所は、〇〇の〇〇を上りまして、上りきって、信号を〇〇へ左折後、また、すぐに左折し、細い農道を、〇〇へ進む途中の、山林内がございます。周囲は、すべて山林でありまして、孟宗竹が山の中から生えてきていまして、孟宗竹を切るのが大変だというような状況のところでございます。

現地の状況は、作付けをするのは非常に困難、日照も当たらないというような場所で、整理番号9番、10番は、非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。

続きまして、整理番号11番について、ご説明いたします。場所は、〇〇でございます。〇〇の方から、〇〇へ通じる市道沿いがございます。そ

の市道沿いにある、〇〇のハウスを過ぎて、すぐのところで、市道南側に
ございます。

現地の状況は、大型トラックが通る農道は付いております。しかし傾斜
がありまして、すぐ下は〇〇が流れております。〇〇沿いに小さな田んぼ
があり、その田んぼの状況等は私たちは、下って行きましたが判断が付か
ないような状態でありまして、整理番号11番は、非農地としてもやむを
得ないと判断いたしました。

以上、第2小委員会としましては、現地調査を踏まえ、慎重審議しまし
た結果、議案第68号の11件のうち、整理番号7番と8番を除く、残り
9件を、非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。

皆さまのご審議をお願いいたしまして、第2小委員会の報告を終わります。

田中議長 　ただ今、第2小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議
に入ります。

各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

尾山委員 　議長。

田中議長 　尾山委員。

尾山委員 　整理番号7番と8番は、再度検討と言われましたが、農地への復元が著
しく困難と判断根拠に書いてあるのですが、再度どのように検討されるの
ですか。

山口第2小委員長 　議長。

田中議長 　山口第2小委員長。

山口第2小委員長 　整理番号7番と8番は、北側の方は広い畑地であります。ここは
里芋が作付けしてありまして、現在も耕耘されて非常に立派な畑でありま
す。そこを境に1mぐらい高いところにこの7番、8番があります。ここ

が唐竹が密集しておりまして、その申請が出されていたものであります。農道が東の方から南の方に付いております。農地としては、北側の畑との判断をした時、これを農地として復元すれば立派な畑になるという見通しを一つ立てました。そしてこれを非農地とした場合、杉か檜を植林された場合は、十年後には畑に影を差すだろうという判断をいたしまして、これは持越しという判断をした訳でございます。

尾山委員 議長。

田中議長 尾山委員。

尾山委員 持越しは、土地所有者に再度伝えられるわけですね。復元してくれという形で。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 今回のこの非農地判断につきましては、決定がなされた分については、所有者等に通知をいたします。整理番号7番と8番は所有者が亡くなっております。管理人が市外におられますが、決定にならなかった場合は通知はいたしません。非農地判断につきましては、耕作放棄地の調査の中で把握したものから、非農地判断を随時お願いしていくというものでございまして、先ほど小委員長から話がありましたが、「申請」という言葉がありました。が、「申請」ではなくて事務局及び委員さんの利用状況調査等の結果を踏まえて、耕作放棄地のリストが事務局にあります。その中から非農地に該当するようなものを総会で判断をいただきます。判断をされたものについては、非農地の通知を所有者あるいは法務局、関係機関に通知していくという流れになっております。ですので、非農地として判断されなかったということであれば、通知をいたしません。以上です。

田中議長 尾山委員よろしいですか。

(はいという発言あり)

田中議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第68号
整理番号1番から整理番号6番及び整理番号9番から整理番号11番ついで、
非農地を認めることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

田中議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前11時46分